

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百十八號

昭和二十一年七月鳥取縣告示第二百七十六號青果物の出荷に關する指定の件を次のやうに改正する。

昭和二十一年七月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、種類青果物全部とあるを町村區域の指定地域については蔬菜全般と改め出荷地區中の鳥取市を、鳥取市富桑、中郷地區米子市住吉、加茂、福米地區と改め二、を三、とし、二のへ次やうに追加する。

二、種類、出荷地區、出荷機關

種類	出 荷 地 區	出 荷 機 關
果實全部	鳥取市 中郷稻葉地區	鳥取縣果實協會
同	米子市 陰田地區	同

昭和二十一年七月二十七日
外

土 曜 日

本番ノ六キサハ國定規格A5列

同	岩美郡	同
同	八頭郡	同
同	氣高郡	同
同	東伯郡(舊倉吉町を除く)	同
同	西伯郡	同
同	日野郡	同

◇鳥取縣告示第三百十九號

果實の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年七月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における果實の販賣價格の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月二十七日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一果 實

品 目	期 間	生産地における統制額		その他の地域における統制額	
		生産者の販賣価格の統制額 (一貫匁につき)	小販賣者の販賣価格の統制額 (百匁につき)	生産者の消費地へ販賣する価格の統制額 (一貫匁につき)	小販賣者の販賣価格の統制額 (百匁につき)
うんしゆうみかん	十一月、十二月、 二月、九月、 三月、十月	1111	1111	1111	1111
なつみかん	四月、八月、 その他の月	111	111	111	111
りんご	三月、四月、 五月、七月	111	111	111	111
デリシヤスゴールドデ リンヤス スタキンドリチャード デリシヤス インド				三〇、五〇	四、四〇
な 二十世紀、菊水、八雲、 西洋なし、支那なし、 その他のなし	七月、十二月、 その他の月	二〇、四〇	二、四〇	二四、〇〇	三、六〇

品 目	期 間	生産地における統制額		その他の地域における統制額	
		生産者の販賣価格の統制額 (一貫匁につき)	小販賣者の販賣価格の統制額 (百匁につき)	生産者の消費地へ販賣する価格の統制額 (一貫匁につき)	小販賣者の販賣価格の統制額 (百匁につき)
ぶどう 露地もの		二、三、八〇〇	二、二、八〇〇	二、八、〇〇〇	三、三、八五〇
甲 露地もの		二、〇、四〇〇	二、二、四〇〇	二、四、〇〇〇	三、三、八〇〇
温 室 露地もの		四、二、五〇〇	五、〇、〇〇〇	五、〇、〇〇〇	六、三、八〇〇
か 次郎、御所、平核		一、八、七〇	二、二、二〇	二、二、〇〇	三、三、三〇
無 横野、身不知、甘		一、一、七〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	二、一、一〇
蜂 屋、津、祇園坊、富		一、一、七〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	二、一、一〇
百 久、西條、祇園坊、富		一、一、七〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	二、一、一〇
士 及、西條、祇園坊、富		一、一、七〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	二、一、一〇
大 蔵、大臣の承認を得て指		一、一、七〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	二、一、一〇
定 する品種		一、一、七〇	一、五、〇〇	一、五、〇〇	二、一、一〇
そ の 他 の 品 種		六、八〇	〇、八〇	八、〇〇	一、一、二〇
く		二、五、五〇	三、〇、〇〇	三、〇、〇〇	四、一、〇〇

(一) 本表の生産者の販賣価格の統制額は青果物等統制令(以下令といふ)第二條第一項の規定により地方長官が指定した地域(以下生産地といふ)内に所在する生産者又はその団体が当該地域で販賣する場合の統制額である。

(二) 本表の生産者の消費地、渡販賣価格の統制額(以下消費地渡の統制額といふ)は生産者又はその団体が生産地以外の地域渡しで販賣する場合の統制額である。

(三) 卸賣業者の販賣価格の統制額は左の額とする。

(イ) (二)の地域渡しの場合は消費地渡しの場合の統制額にその割合を加へた額

(ロ) 生産地渡しの場合は生産者の販賣価格の統制額

(ハ) 卸賣業者が生産者又はその団体の委託を受けて販賣する場合の統制額は(三)のイ)にかかわらず消費地渡の統制額を適用する。前項の場合卸賣業者は(三)のロ)の場合を除いては販賣の相手方から(三)のイ)の額と前項の額との差額を受領することができる。

(ニ) (五) (一)乃至(四)の販賣価格の統制額は裸又は

左の種類の容器以外の容器入りのもの、統制額とし
 本表の小賣業者の販賣價格の統制額は裸又は通常出
 荷に用ふる容器入りのものの統制額とする。
 但し左の容器入りのものについては(一)乃至(四)
 の販賣價格の統制額に夫々左の額を加算することが
 できる。

品	目	容器の種類	加算額(一貫につき)
りんご	箱	箱又は籠	二、〇〇
なし	箱	箱	三、五〇
なし	箱	箱	四、〇〇
なし	箱	箱	二、〇〇
その他	箱	箱	四、〇〇
ぶどう	箱	箱	四、〇〇
かき	箱	箱	三、五〇
御所、平核無、横野	箱	箱	二、〇〇
其の他のもの	箱	箱	二、〇〇
なつみかん	籠	籠	二、〇〇

(六) (一)の生産地とは左の地域である。

鳥取市、中ノ郷、稲葉地區
 米子市、陰田町
 岩美郡一圓
 氣高郡一圓
 八頭郡一圓
 東伯郡(舊倉吉町を除く)一圓
 西伯郡一圓
 日野郡一圓
 (七) 料理屋、飲食店、食堂、喫茶店などが店舗で喰
 べさせる場合の統制額は小賣業者の販賣價格の統制
 額にその二割を加へた額にすることができる。

◇鳥取縣告示第三百二十三號

蔬菜の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指
 定された。
 昭和二十一年三月鳥取縣告示第三百三十三號並びに昭和二十
 一年五月鳥取縣告示第二百四十三號(蔬菜の最高販賣價格
 指定の件)はこれを廢止する。
 昭和二十一年七月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における蔬菜の販賣
 價格の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月二十七日

大藏大臣 石 橋 湛 山

品	目	時 期	生産者販賣價格の統制額(一貫につき)	鳥取市、米子市、倉吉町における統制額(一貫につき)	小賣業者の販賣價格の統制額(百匁につき)	その他の地域における小賣業者の販賣價格の統制額(百匁につき)	
だ	い	こ	ん	十一月、十二月 二月、三月、五月、六月 八月、九月、十月	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇
か	ん	じ	ん	十一月、十二月 一月、八月、九月 三月、七月	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇
に	ん	じ	ん	七月、十一月 二月、六月	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇	三、三〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇 三、五〇

十月から五月までの本表の統制額は葉切りのものの統制額で此の期間葉付のもの
 の統制額は本表の統制額から二圓下げた額とする。

